（認証業務関連事務の委任の解除）

第六十八条　委任市町村長は、機構に認証業務関連事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を機構に通知しなければならない。

2　委任市町村長は、機構に認証業務関連事務を行わせないこととしたときは、その日を公示しなければならない。

（委任市町村長による認証業務関連事務の実施等）

第六十九条　委任市町村長は、機構が天災その他の事由により認証業務関連事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合には、第六十五条第二項の規定にかかわらず、当該認証業務関連事務の全部又は一部を行うものとする。

2　委任市町村長は、前項の規定により認証業務関連事務の全部又は一部を行うときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定により委任市町村長が認証業務関連事務を行うこととなった場合には、機構は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　引き継ぐべき認証業務関連事務を委任市町村長に引き継ぐこと。

二　引き継ぐべき認証業務関連事務に関する帳簿、書類、資材及び磁気ディスクを委任市町村長に引き渡すこと。

三　その他委任市町村長が必要と認める事項を行うこと。

第四節　認証事務管理規程等

（認証事務管理規程の記載事項）

第七十条　法第三十九条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　認証事務の適正な実施に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

二　認証事務の実施に係る事務を統括管理する者に関する事項

三　認証業務情報の消去を適切に実施するための必要な措置に関する事項

四　認証業務情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置に関する事項

五　認証事務に関する帳簿、書類、資料及び電磁的記録媒体の保存に関する事項

六　認証事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

七　認証事務の実施に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項

八　認証事務の実施に係る電子計算機及び端末装置が不正に操作された疑いがある場合における調査その他不正な操作に対する必要な措置に関する事項

九　認証事務の実施に係る監査に関する事項

十　前各号に掲げるもののほか、認証事務の適切な実施を図るための必要な措置に関する事項

2　機構は、法第三十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に認証事務管理規程を添えて総務大臣に提出しなければならない。

3　機構は、法第三十九条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（帳簿の記載事項等）

第七十一条　法第四十条に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行件数

二　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を行った年月日

三　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を行った署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の件数

四　提供を行った署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の方法

五　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の状況についての報告書の作成及び公表）

六　その他総務大臣が定める事項

（署名用電子証明書失効情報等の提供先）

第七十二条　法第四十一条の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することによって行うものとする。

一　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供先

二　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を行った年月

三　提供を行った署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の件数

四　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の方法

2　法第四十一条の規定による報告書の公表は、次に掲げる方法によるものとする。

一　当該報告書を機構の事務所に備えて置き、五年間、一般の閲覧に供する方法

二　インターネットの利用その他の方法

（認証業務の用に供する設備の基準）

第七十三条　機構が認証業務の用に供する設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

一　署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行に用いる電子計算機その他の設備（以下この条及び次条第二号において「認証業務実施設備」という。）は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

二　認証業務実施設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。

三　認証業務実施設備は、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該認証業務実施設備の動作を記録する機能を有していること。

四　認証業務実施設備のうち署名用電子証明書発行者署名符号又は利用者証明用電子証明書発行者署名符号を作成し、又は管理する電子計算機は、当該署名用電子証明書発行者署名符号又は当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。

五　認証業務実施設備及び第一号の措置を講じるために必要な装置は、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。

（認証業務の実施の方法）

第七十四条　機構が行う認証業務の実施の方法は、次に掲げるとおりとする。

一　署名検証者等が署名用電子証明書の発行者である機構を確認するために用いる符号、利用者証明検証者が利用者証明用電子証明書の発行者である機構を確認するために用いる符号その他必要な情報を容易に入手することができるようにすること。

二　認証業務実施設備により行われる業務の重要度に応じて、当該認証業務実施設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に係る識別符号の管理が適切に行われていること。